

<p>①件名</p>
<p>石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の免除について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金の免除については、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則において、震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、徴収期限を変更し、又は免除することができるものと規定しており、平成29年度入学者まで毎年度延長してきた。</p> <p>【目的】 県立学校と同様に平成30年度の入学者に係る入学者選抜手数料及び入学金の免除ができるよう定めるもの。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 石巻市立学校の授業料等徴収条例（平成20年石巻市条例第38号） 東日本大震災に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成23年石巻市規則第12号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕 震災復興基本計画 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 1 未来の人を育てる （1）学校教育・社会教育施設等の復旧・復興</p>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成23年 3月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を専決処分により改正 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則制定</p> <p>平成23年12月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正</p> <p>平成24年12月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正</p> <p>平成25年 9月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正</p> <p>平成26年 9月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正</p> <p>平成27年 9月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正</p> <p>平成28年 9月 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正</p>

⑤主な内容	
<p>東日本大震災により被災した生徒の入学者選抜手数料及び入学金の免除について、平成30年度の市立高等学校入学者においても次のとおり実施する。</p> <p>【免除内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度中に実施される入学者選抜手数料 ・平成30年度分の入学金 ・平成30年度中の転入学、編入学又は復校に係る入学者選抜手数料 	
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>○平成29年度分見込み ※（ ）は総人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜手数料 @ 2, 200円×123名（260名）= 270, 600円 <p>○平成30年度分見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学金 @ 5, 650円×102名（200名）= 576, 300円 ・入学者選抜手数料 @ 2, 200円×若干名 <p style="text-align:center">※同年度の転入学、編入学又は復校に係るものに限る。</p> <p>免除額については、震災復興特別交付税により補てんされる。（平成30年度は見込み。）</p>	
⑦他の自治体の政策との比較検討	
<p>県内公立高等学校（県立、仙台市立）においても同様の取扱い。</p> <p>※県立学校に係る条例改正は県議会6月定例会において可決（平成29年7月13日公布）。</p> <p>※仙台市立学校に係る条例改正は市議会9月定例会へ提案予定。</p>	
⑧今後の予定及び施行予定年月日	
平成29年9月	市議会第3回定例会に「石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部改正」を提案（公布の日から施行予定）
平成30年1月31日	平成30年度入学者前期選抜
2月 8日	合格発表
3月 6日	平成30年度入学者後期選抜
3月14日	合格発表
3月26日	入学説明会
⑨その他	